

令和元年10月21日

補 充 書

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 様

名古屋市法制アドバイザー

弁護士 北 口 雅 章

先のヒアリングの際、岩淵潤子委員から、「公共空間を使った日本国民全体へのハラスメント」の趣旨・内容について、当職の意見を敷衍するようご要請をいただきました。そこで、若干私見にわたる部分もありますが、河村市長の了解のもと、次のとおり御回答します。

1. 一般に、「公共空間 (Public space)」とは、「個人に属さず、一般に開放された空間」を意味し、本件事案との関係では、具体的には、愛知芸術文化センター (県立美術館) のことを指す。

岩淵委員の著書でも「『公共＝社会のすべての人』が自由に入出りできる施設としての美術館」との表現がみられるとおり (『美術館の誕生』中公新書7頁)、岩淵委員の貴検証 (検討) 委員会における発言、具体的には、「美術館は芸術を鑑賞するためという、特別な目的をもった公共空間である。」、あるいは「展示されている物は芸術作品であるという認識を持って人が見に来る、そういう公共空間だと理解していいです。」 (第1回会議録6頁) との各発言にみられる「公共空間」の意義も同旨のものと理解される。

2. 「公共の (public)」という言葉には、その本義として、ご承知のとおり「すべての国民に開かれているか、共有されている (Open to or shared by all the people of an area or country.)」 (Oxford Dictionaries) という意味があり、その趣旨を分かり易く言えば、「誰のものでもない」ということである。

ところが、不自由展においては、「誰のものでもない」はずの空間、すなわち、「公共の場」（県立美術館）で、国際芸術祭の本旨から著しく逸脱し、不愉快極まりなく、激しい陰悪感を催す作品、具体的には、昭和天皇の複数の肖像写真をバーナーで燃やし続けた挙げ句に、その灰を靴で踏みつける画像（以下「天皇焼損映像」という。）が展示されていた。



この天皇焼損映像では、上掲左の焼損映像と、上掲右の靴による踏みつけ映像との中間には、菊の御紋章（天皇＝日本国の象徴）の上に韓国の民族衣装をまとったと女性の象形の布片の映像が位置づけられ、次いで、その韓国人女性が破壊された象形の布片映像が挿入されており（下掲各画像）、天皇焼損映像の全体が、過去の日本・朝鮮の国家間・民族間に関する、一方的な歴史認識を背景とした、特異な政治的思想・主張をアピールするものであることが示されている。



<https://www.youtube.com/watch?v=WSM9PSOsOFY&fbclid=IwAR3pXZPgt6xLQuDBxy00aEJg4A9QXx8KqMi1tz7KHsDy0H1lhPw2NcA9lyU> より引用

周知のとおり「ハラスメント」とは、一般的には、「何らかの発言・行動等によって本人の意図とは関係なく、相手の尊厳を傷つけるなどして強い不快感を惹起せしめるもの」と定義されているところ、上掲の天皇焼損映像は、「日本の象徴」であり「日本国民統合の象徴」（日本国憲法1条）である天皇陛下の遺影を「暴力」をもって破壊する醜悪な映像であって、象徴天皇の尊厳を深く傷つけ、ひいては多くの日本国民の心を傷つけ、その忌まわしさが激しい嫌悪感・けん悪感を催すものである。したがって、天皇焼損映像を公共施設（公共空間）で展示すること自体が、「ハラスメント（嫌がらせ）」に該当することは明らかである（軽犯罪法第1条20号参照）。



なお、愛知県の政策顧問にして、貴検証（検討）委員会の副座長である上山信一氏は、同氏のツイートで、天皇の肖像画を燃やす行為も「神社のお焚き上げ」と同様の「祈り」であり、「東洋哲学の天空逍遥の一形態」だと述べられているが、その写真を燃やした後の灰を踏みつける行為が「祈り」など

ではありえず、甚だ不見識・不謹慎な見解であると強く批判せざるをえない。

3. ところで、不自由展において、実行委員会（会長大村知事）との契約に基づいて、天皇焼損画像を選定・展示させたのは、①永田浩三氏及び②小倉利丸氏らを構成員とする「表現の不自由展」実行委員会であり、③津田大介芸術監督である。

しかして、周知のとおり、上記①の永田浩三氏は、かつて日本放送協会（NHK）が、平成13年当時、報道番組「戦争をどう裁くか」（『ETV2001』のシリーズ）にて、民間団体（VAWW-NET ジャパン）が主催した「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」と称する民衆法廷（韓国人らを構成員とする検察団が、従軍慰安婦など日本軍の戦時犯罪の責任は昭和天皇および日

本国家にあるとして提訴し、「天皇裕仁及び日本国を、強姦及び性奴隷制度について、人道に対する罪で有罪」との判決を言い渡した模擬裁判である。)取材した番組を報道したときの統括プロデューサーであり、また、上記②の小倉利丸氏は、「終わりにしよう天皇制!『代替わり』反対ネットワーク



(おわてんねっと)」と称する団体が主催する「徹底検証! ナルヒト天皇制」と題するトーク集会(2019年7月15日 文京区民センターにて開催)に参加し、トークを行っている人物と同姓同名である(但し、両者が同一人物

であるか否かは確認されていない。)

また、上記③の津田監督は、貴検証(検討)委員会の中間報告でも、「キュレーション経験のない芸術監督」、本職は「ジャーナリストであり、アートの専門家ではなかった。」と認定されているところ、天皇焼損映像のハラズメントとしての性格を有する作品であることを知りつつ、これを実行委員会に秘して、「軽いのり」で、不自由展で展示させたことが、本国際芸術祭の企画アドバイザーであった東浩紀氏(後に辞任。)とのテレビの対談番組の内容からも優に認定できる。すなわち、津田監督は、「公立美術館で撤去されたものを、『表現の不自由展』という展覧会を持ってくる体(てい)に



して全部展示してやろうというそういう企画で。おそらくみんな全然気づいてないけど、これが一番やばい企画なんです。おそらく、政治的に。」と公言した上で、東氏からの、「やっぱり…天皇が燃えたりしてるんですか?」と問いかけに対し、含み笑いを

浮かべ、東氏からの「えーっ！？ こんな令和でめでたい時に？」との反応に対しては、「令和の今だからこそ、違った意味を感じ取れるとも思うんです。」と回答し、さらに、東氏からの「人々は新しい元号ですごく前向きな気持ちになってるときに、税金でそういう…やるのはどうなんですかねえ？」との疑問提起に対して、「二代前じゃん。二代前になると人々の記憶も、二



代前だし、歴史上の人物かな、みたいな。そういう捉え方もね。」などと極めて軽薄・不謹慎な態度で、巫山戯た発言をしているのであって、不自由展全体が、非常に不真面目で軽薄な企画であったことが強く示されている。

貴検証（検討）委員会におかれては、このような津田監督の人格的特性がにじみ出た、巫山戯た動画の内容についても、きちんと精査した上で、津田監督の「芸術監督」としての資質と資格を評価してもらいたいものである。

4. 前記2で述べた天皇焼損映像の強烈で衝撃的な不快感・屈辱感、日本国民の心に深い傷跡を残すといった反社会性に加え、前記3で述べた不自由展実行委員会の構成員の氏名・社会活動等から窺い知れる極端に偏向した政治思想（反日・反天皇制思想）、及び津田監督の巫山戯た上記態度等に照らし、「国際芸術祭」が一部の政治思想のプロパガンダの場として独占・汚辱されたと感じるのが、平均的な日本人の常識的感覚である。河村市長が、先のヒアリングにおいて、公共事業・公共空間が一部の政治思想家らによって「ハイジャック」された（反社会的活動を支援した）ようなものだと不快感を露わにしたのも、当然のことである。

5. 以上から、不自由展が、「芸術」に名を借りて、昭和天皇の肖像写真を陵辱・冒瀆し、大規模な国際芸術祭に重大な汚点を残したことは明らかであり、このような反社会的・反倫理的な作品を「公共の場」（公共空間）で展示さ

せ、これに公金を投じた大村知事に「表現」を語る資格があるのかは、甚だ疑問である。

貴検証（検討）委員会におかれては、公正かつ中立の立場から、以上の面からも事実関係を精査の上、不自由展の「公共事業」としての当否について、厳正な検証していただきたいと切に願うものである。

以 上